

令和3年5月6日

各関係介護事業所 御中

長崎県福祉保健部長寿社会課

令和3年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における当初協議の実施について

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の交付金については、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）等を踏まえ、非常用自家発電設備・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等を支援しているところです。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、換気設備の設置事業が新たにメニューに追加されました。

※換気設備の設置事業は、地域医療介護総合確保基金からの移管。昨年度実施していた多床室の個室化改修については今年度より同基金に移管されています。

つきましては、下記のとおり協議を実施いたしますので、事業の実施をご検討の上、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

なお、協議の結果については、今回提出していただく書類による厚生労働省の審査後、お知らせする予定であることを申し添えます。

記

1. 補助対象事業及び補助協議単価等

別紙及び要綱等のとおり。特に別紙1整理票をよくご確認ください。

※本協議通知に関係する資料・様式等は、長崎県長寿社会課のホームページに掲載いたしますのでご確認ください。

(掲載箇所)

長寿社会課から事業者の皆様へのお知らせ>国の令和3年度予算（施設整備）の協議について

※別紙1のうち、施設規模が「定員30人以上の大規模施設等」で、下記の事業が本協議通知の対象となります。施設規模が「定員29人以下の地域密着型・小規模施設等」となっているものについては、別途、市町から通知があります。

- ・高齢者施設等の水害対策強化事業

(※原則、災害危険区域等に所在する施設を対象とする。)

- ・高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- ・高齢者施設等の給水設備整備事業
- ・介護施設等の換気設備の設置事業

2. 提出資料

(1) 「整備計画一覧表」(別添2) ※該当事業のみ提出

※セル緑色着色部分のみ記載して提出してください。

(2) 添付書類

ア. 平面図、位置図、写真等(現況及び改修箇所が分かるもの)

イ. 見積書(工事請負業者等の民間事業者等の2社以上の見積を提出)

3. 提出先

〒850-8570

長崎県 長寿社会課 施設・介護サービス班(担当:後田、倉橋)

電話番号:095-895-2436

E-mail : ushiroda.y@pref.nagasaki.lg.jp

4. 提出方法・部数

郵送等により 紙媒体 3部 及び 上記メールアドレスへ電子媒体で送信
(別添2の様式はエクセルファイル)

5. 提出期限 令和3年5月19日(水)

6. 留意事項

- ・予算を上回る協議となる可能性があることから、本協議をもって予算を確約するものではないことにご留意ください。
- ・原則、令和3年度中に事業を完了し、次年度へ繰越することがないように留意ください。
- ・県への交付申請にあたっては、内示額を上回ることはないようお願いします。
- ・別紙に記載の「対象事業」、「留意事項(共通・各事業分)」、「補助対象外」等の項目について、特に十分ご確認の上、協議してください。
- ・交付決定前の事業着手(入札等の契約手続きを含む)は認められません。
- ・補助金の交付は、原則として事業完了後となりますので、資金計画を十分検討の上、協議ください。
- ・施工者の決定及び契約手続き等は、「長崎県社会福祉施設整備事業の適正化に関する要綱」に基づき行っていただくことが補助要件となります。
- ・補助を受けて整備した施設(設備)は、国及び県の承認なく、補助金の当初目的外での使用、譲渡、廃棄等する場合は、事前に必要な承認手続き、場合によっては補助金の返還が必要になりますので、該当する場合はお早めにご相談ください。

長崎県長寿社会課

施設・介護サービス班 担当 後田

直通:095-895-2436

FAX:095-895-2576